

第1回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日時 令和3年7月2日（金）13時30分～14時19分

2 場所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 飛鳥委員、石岡委員、戸沢委員、森委員
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、黒滝委員、小枝委員、野坂委員
使用者委員 小笠原委員、齋藤委員、田中委員、平野委員、藤井委員
【事務局】 高橋局長、橋本労働基準部長、吉田賃金室長、
小枝室長補佐、長尾厚生労働事務官

4 内容等

室長補佐 それでは定刻になりましたので、ただ今より「令和3年度第1回青森地方最低賃金審議会」を開催致します。

本日の審議会は、第55期委員による1回目の開催であるため、会長、会長代理が選出されるまでの間、事務局で司会進行を務めさせていただきます。

本日の委員の出欠状況ですが、廣森委員が都合により欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条により、委員の3分の2以上または労働者、使用者、公益委員の各3分の1以上の出席という議決要件を満たしておりますことをご報告致します。

また、本日の審議会は、青森地方最低賃金審議会運営規定第6条の規定により公開としたため、傍聴人の募集公示を行ったところ、3名の方から傍聴申込がなされ、本日、傍聴されていることをご報告いたします。

賃金室長 皆様、こんにちは。

昨年に引き続き、賃金室長をしております吉田でございます。

今年度もよろしくお願い致します。

第55期委員による最初の審議会でございますので、まず初めに、委員の皆様と事務局の紹介をさせていただきたいと思っております。

資料の1ページに委員の名簿がございますので、併せてごらんいただければというふうに思います。

初めに、公益委員でございます。皆様に向かいまして左から、飛鳥委員でございます。石岡委員でございます。続いて、森委員でございます。戸沢委員でございます。

続きまして、労働者代表委員でございます。公益委員側から、秋田谷委員でございます。赤間委員でございます。小枝委員でございます。野坂委員でございます。

黒滝委員でございます。

続きまして、使用者代表委員でございます。小笠原委員でございます。田中委員でございます。平野委員でございます。齋藤委員でございます。藤井委員でございます。

なお、審議会委員の辞令につきましては、誠に失礼ながら机上に置かせていただいておりますので、ご了承くださいますようお願い致します。

ここで、55期から新たに就任されました使用者代表委員の藤井委員から一言ご挨拶をお願い致します。

藤井委員 青森県火災共済協同組合の専務理事でございます、藤井淳子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今回、「この審議の委員に」というお話をいただきまして、お名前やお役目を聞いて、非常に恐縮しているところですが、わたくしもつい何年か前までは使っていた側におりました。その時の思いと今、使用者の側という立場になります思い、これを持ちまして、コロナ禍でお互いが疲弊しているような状況、男女格差などの平等の問題などもございますけれども、微力ではございますが、任期中、精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長 藤井委員ありがとうございました。続きまして、事務局を紹介させていただきます。高橋労働局長でございます。橋本労働基準部長でございます。小枝賃金室長補佐でございます。長尾事務官でございます。事務局一同、審議会の円滑な運営を心掛けて参りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、高橋労働局長よりご挨拶を申し上げます。

局長 委員の皆様、大変お忙しい中、本日、この審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

この審議会は、第55期の最低賃金審議会委員の方々によります今年度の最初の審議会となります。今年度の改選によりまして、新たに公益代表委員として廣森委員、また、使用者代表委員として藤井委員にご就任いただくことになりましたので、この15名で原則として、令和5年4月の任期満了まで、務めていただくこととなりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

さて、今年度の最低賃金改定の審議でございますが、中央最低賃金審議会におきまして、去る6月22日に厚生労働大臣から令和3年度地域別最低賃金改定の目安について諮問が行われ、審議がスタートしております。この諮問におきましては、6月18日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配意した調査審議が求められているというところでございます。今後、中央最低賃金審議会から引き上げ額の目安が示されることとなっておりますが、当審議会におきましても、これを参考とし、調査審議をお願いしたいと考えております。

さて、直近の青森県の雇用・失業情勢でございますが、新型コロナウイルス感染

症による経済的な打撃によりまして、県内の有効求人倍率は、昨年度は、1倍を長らく下回って参りました。今年度に入りまして、4月及び5月の有効求人倍率は、季節調整値で1.01倍と、2か月連続で僅かに1倍以上となったところでございます。

また、日銀青森支店の6月10日発表の県内金融経済概況によりますと、県内の景気は、「新型コロナウイルス感染症の影響からサービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している。」とされております。

引き続き、経済状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の動向に注視していく必要があるというふうに考えております。

このような中、委員の皆様におかれましては、青森県内の経済情勢、雇用情勢等様々な資料も参考にさせていただきまして、青森県の実情に即した最低賃金の改定のご審議にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、第1回の審議会ですので、審議会の会長、会長代理の選任、青森県地域最低賃金額を実質的に審議する場となります専門部会の設置などにつきまして、審議をいただくこととなります。

これから暑い夏場を迎えることとなりますけれども、委員の皆様におかれまして、本審議会のために何度もご参集いただくこともあろうかと思っております。甚だ恐縮ではございますが、何卒今年度もよろしくようお願い申し上げます。

賃金室長 議題に入ります。初めに、本審議会の会長及び会長代理の選出に入ります。「最低賃金法第24条」の規定により、「会長」及び「会長代理」は公益委員のうちから委員が選挙することとなっておりますが、いかがされますでしょうか。

戸沢委員 はい。

賃金室長 戸沢委員、お願いします。

戸沢委員 公益代表2年目の戸沢でございます。僭越ですけれども、提案をさせていただきます。会長には、これまでの経験を踏まえまして、石岡委員を。そして、会長代理に森委員をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

賃金室長 「異議なし」の声がございましたので、選出されたものとして確認をさせていただきます。それでは、会長を「石岡委員」、会長代理を「森委員」をお願いいたします。

それでは、石岡会長から就任のご挨拶を頂戴致します。

石岡会長 石岡でございます。昨年、一昨年に続きまして、会長職を仰せつかるということ

ですけれども、大変重い仕事だなというふうに思っております。

皆様、感じておられることと思っておりますけれども、今、コロナ禍というある意味、非常に特殊な状況の中で、最低賃金をどう決めていくのかということが、誠に悩ましい、大変難しい仕事だというふうに感じております。中賃の審議議題にもございますけれども、当青森の地方審議会としてどのような方向性で考えていくのか、労使双方の委員の皆様方のご協力を得ながら、誠実に審議を進めていきたいというふうに思っております。何卒、ご協力をよろしくお願い致します。

賃金室長 石岡会長、ありがとうございました。続きまして、森会長代理よりご挨拶を頂戴致します。

森会長代理 森でございます。只今、石岡会長のご挨拶がありましたが、石岡会長をサポートしながら、労働者側の委員の方、使用者側の委員の方、双方のご意見をきちんと受け止めて、できるだけ良い結果に結びつくように努めていきたいと思っております。どうぞ、ご指導ご鞭撻をお願い致します。よろしくお願い致します。

賃金室長 森会長代理、ありがとうございました。それでは以後の議事進行は、石岡会長にお願いいたします。よろしくお願い致します。

石岡会長 最初に審議会の議事録の署名者を指名することといたします。労働者代表委員は、秋田谷委員にお願いします。使用者代表委員は、小笠原委員にお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

それでは、議題2の「青森県最低賃金の改正決定に関する諮問について」でございます。事務局から説明をお願いします。

賃金室長 初めに、高橋局長から石岡会長に対しまして、「青森県最低賃金の改正決定に関する諮問」を行わせていただきます。

会長と局長は、会場の真ん中のほうにお願いします。

(高橋労働局長から、石岡会長に諮問文を読み上げ手交)

(各委員に対し、諮問文の写しを配布)

賃金室長 それでは、わたくしのほうから改正諮問について、説明をさせていただきます。

今年の諮問文につきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意いただき、調査審議をお願いさせていただいたものでございます。

お配りしました別冊資料、クリップ止めになっているほうです。こちらの方をご覧ください。1枚めくりますと、6月22日に開催されました中央最低賃金審議会の第1回目安に関する小委員会の資料がございます。これの資料No.2、こちらの方

に「財政運営と改革の基本方針2021」の関係部分が、また、資料No.3に「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」の関係部分がございますが、どちらも6月18日に閣議決定をされたものということでございます。

資料No.2の「経済財政運営と改革の基本方針2021」、骨太の方針と言われているものですが、こちらの方をご覧いただきたいと思っております。第1章のほうですけれども、2ページの1行目のところですが、読み上げさせていただきます。「民需主導の自律的な経済回復の実現へ向け、技術革新・イノベーションを起こしつつ、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に喚起しながら、新分野への展開等の事業者の前向きな取組や、人材への投資、成長分野への円滑な労働移動を強力に推進するなど守りから攻めの政策へと重心を移し、経済全体の生産性を高め、最低賃金の引上げを含む賃金の継続的な上昇を促す」とされております。

更に、「第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～」。これの4ページになりますが、「(3) 賃上げを通じた経済の底上げ」と致しまして、アンダーラインが引かれておりますけれども、こちらを読み上げさせていただきます。「民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む」とされているところでございます。

また、資料No.3の3ページ。ここにもアンダーラインが引いてありますけれども、こちらも「生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援」においても、「賃金」として、先ほどとほぼ同様のことが示されているということでございます。

繰り返しにはなりますけれども、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮し、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化等に一層取り組みつつ、最低賃金について、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指す」とこととされているということでございます。

局長挨拶にもございましたとおり、中央最低賃金審議会におきましても、こうした政府方針が確認された中で、6月22日に令和3年度の日安についての審議がスタートしております。クリップ止めの資料の1番最初に、中賃の諮問文の写しが付いてございます。厚生労働大臣から中央最低賃金審議会宛のものでございます。ご確認いただければというふうに思います。

なお、最低賃金でございますが、地方最低賃金審議会におきまして、中央最低賃金審議会から示される日安を参考としつつ、決定の3原則であります、労働者の生

計費、労働者の賃金、企業の賃金支払能力を総合的に考慮したうえで、調査審議いただき、その意見を尊重して労働局長が決定する、この原則は変わらないこととさせていただきます。

青森県における低賃金労働者の実態把握のため、現在、事務局におきまして「最低賃金に関する基礎調査」を始め、各種の統計資料の作業を行っているところでございます。これらの具体的な資料につきましては、目安を伝達する第2回審議会、あるいは、その後の専門部会においてお示しすることになります。

続きまして、配布資料について説明させていただきます。次第が付いた当賃金室で作成いたしました資料、令和3年度第1回青森地方最低賃金審議会と会議次第が付いております。こちらを1枚めくりますと、資料目次がございまして、もう1枚めくりますと、名簿がございまして、その次のページがいわゆる春闘の集計状況でございます。2ページが全国分、3ページが青森県分ということになっております。3ページをご覧くださいますと、青森県分の春季賃上げ妥結状況を見ますと、連合青森さんのほうの集計では最新のもので1.98%、経営者協会さんの集計では1.57%の率というふうになっているということとさせていただきます。

次の資料4につきましては、6月10日に日銀青森支店から公表された「県内金融経済概況」でございます。局長のあいさつにもございますが、このような全体感ということで判断がされているということとさせていただきます。

次に資料8ページの資料5になりますが、当青森労働局発表の5月の「雇用失業情勢」を添付させていただきました。5月の有効求人倍率は4月と同じ1.01倍となったということです。上の囲みでございますが情勢判断でございますが、「求人数が求職者数を上回ったものの、求職者数が引き続き高い水準にあり、厳しさがみられる。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。」というふうにしております。

次に、先ほど見ていただいた別冊資料のほうをご覧くださいと思います。目安小委員会のほうの資料でございますが、資料No.1に、主要統計資料がございまして、これを1枚めくりますと、目次でございますけれども、3つに分かれていて、最初が「全国統計資料編」、2番目が「都道府県統計資料編」、3番目が「業務統計資料編」というふうに分かれております。ボリュームがありますので、1つ1つの説明は省略をさせていただきたいと思っておりますけれども、IIの「都道府県統計資料編」をご覧くださいますと、目安ランクごとの各種指標がございまして、県民所得、標準生計費、高卒初任給、賃金、消費者物価指数、これらがございまして、青森県の全国から見た位置づけが分かるということとさせていただきます。

また、40ページからの「業務統計資料編」でございますが、40ページの「令和2年度地域別最低賃金の決定状況」。これは、ランクごとの全国の決定状況になります。更に、次のページは「目安と改定額との関係の推移」、目安に対していくら上乗せがあったかというようなものの推移。更に、「効力発生年月日の推移」もございまして。さらに、これの1番最後のほうの44ページには、全国の最低賃金の最高額と最低額の格差の推移がございまして。最高額はずっと東京。最低額については色々

な都道府県が入れ替わり立ち代わりで入っているということでございます。

現在の最低は、ここの「※6」にありますけれども、秋田、鳥取、島根、高知、佐賀、大分、沖縄の792円。青森はご存知の通り、これより1円高い793円だということでございます。

更に、今年は資料No.4といたしまして、新型コロナウイルス感染症関係資料というのがございます。発生状況、雇用指標等、政府の対策と実施状況、と大きく3つに分かれているということでございます。

これも12ページに、政府の月例経済報告がございます。これは5月分ですが、資料は付けてませんが、6月分が6月24日に発表されておりまして、5月と同じ判断になっています。「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している」と5月と全く同じ表現が6月にも出されているということでございます。

ページをかなり飛ばしまして、46ページでございます。全国の雇用調整助成金の支給件数等の推移がございます。ピークに比べると少なくともはなっておりますけれども、コロナ前は1番左側のゼロに近いような数字でございましたので、これを見ますと現状もかなりの事業所でご利用いただいているという状況が分かるかなというふうに思います。

他に、参考資料と致しまして、この目安小委員会の委員からの追加要望資料、あとは諸外国の状況・報告書、先行研究等がございます。

追加要望資料の14ページをご覧いただきたいと思います。最低賃金を引き上げるために中小企業の支援策として、業務改善助成金という制度がございます。これの昨年度の実績でございます。全国では、625件ございますが、青森県は、その内11件がこの助成金を受けているということになってございます。これについては、中小企業の支援策ということですので、これまでもそうですけれども、今後も強力に機会を捉えまして、中小企業のほうに周知を続けさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、こちらの追加資料の20ページにつきましては、先ほど、雇用調整助成金の話を致しましたけれども、業種別の利用状況でございます。どういう業種がこの雇用調整助成金を多く利用されているかというような資料でございます。

他に、外国の状況、先行研究に関する資料もありますが、そちらの資料の説明は、申し訳ございませんが、時間の関係もございまして省略させていただきます。

長くなりましたけれども、以上が諮問及び配布資料に係る説明でございます。

石岡会長 ありがとうございます。諮問文と配布資料についてご説明をいただきましたけれども、委員の皆様の方から何か質問あるいはご意見等はございませんか。特にございませんでしょうか。

(委員の間から、「特になし」の声)

石岡会長 それでは、議題の2はこの程度と致しまして、次は議題の3、「青森地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の設置について」でございます。事務局から説明をお願い致します。

賃金室長 「専門部会の設置」についてご説明させていただきます。

 当局の作成資料、こちらの42ページの資料11、関係法令のところをご覧くださいと思います。最低賃金法第25条第2項の規定によりまして、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされております。

 従いまして、今年度も専門部会を設置し、審議をしていただくということになります。

 委員の選任につきましては、本審議会委員の任命手続きに準拠して行うということとなります。

 労働者代表委員及び使用者代表委員として各々3名の候補者を推薦していただくこととなりますので、労使各側におかれましては、ご準備のほどよろしくお願い致します。

 専門部会委員の推薦の公示を本日から致しますけれども、公示期間は、本日、7月2日から7月15日までとしております。

 本日、公示した旨のお知らせを各関係団体にお知らせすることとしております。

 この期間中に推薦がありました方の中から専門部会委員を決定し、その後第1回目の専門部会で、正式に組織として設置をするということになります。

 また、専門部会の廃止につきましては、資料の次のページ、43ページになりますが、審議会令の第6条第7項により「その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止する」とされておりますので、本日の審議会におきまして「任務を終了したときは、廃止する」旨の議決をいただきたいというふうに思います。

 なお、専門部会の「公益委員」につきましては、「石岡委員」、「森委員」、「飛鳥委員」をお願いをしたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願い致します。

 また、専門部会委員の推薦公示と併せまして、また1ページ戻りまして、42ページの最低賃金法第25条第5項に基づく「調査審議」に伴う関係労使の意見聴取の公示も行うこととしております。

 公示期間につきましては、本日、7月2日から7月16日までの間とさせていただきます。

 この公示期間中に意見書の提出があった場合につきましては、第1回目の専門部会において、意見を聴取するということを考えてございます。

 以上が専門部会の設置についてのご説明でございます。

石岡会長 ありがとうございました。

 今の説明につきまして、何か質問やご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

(委員の間から、「特になし」の声)

石岡会長　それでは、毎年のことですが、「専門部会は、任務が終了し次第、廃止する」という、これについてもよろしいですね。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長　それでは、設置される専門部会につきましては、任務を終了したときに廃止をするということに致します。
それでは、次に議題の4番、「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」です。事務局から説明をお願いします。

賃金室長　先ほどご覧いただいた資料43ページをご覧いただきたいと思います。「最低賃金審議会令」第6条第5項のアンダーラインが引いている個所をご覧になっていただきたいと思います。
審議会であらかじめ議決しておくことによって、「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」という規定がございます。
これを規定するかどうかということをご審議いただきたいと思います。

石岡会長　専門部会で決まった結論、それをそのまま本審議会の決議とするということができるということですが、本県では今までそういうことはしておらず、一度専門部会で決まったことを、改めて、この本審議会に持ってきて、そこで決定するというをやっておりますので、これはこれまで通りということよろしいでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長　では、6条5項を適用しないということにしたいと思います。
それでは、次が議題の5、「今後の審議日程について」です。この点も事務局から説明をお願いします。

賃金室長　今、ご覧いただいている資料の6、20ページになりますけれども、こちらの「令和3年度青森地方最低賃金審議会開催日程案」をご覧いただきたいと思います。
この事務局案につきましては、以前に委員の皆様にお送りさせていただいたものと日時は同じということでございます。
事務局案の作成に当たりましては、早期発効を念頭に置きながら、委員の皆様から提出いただいた日程確認表を基に、最大限、委員の出席が可能な日というのを優

先して組ませていただきました。従いまして、ご都合が悪い日に設定されている委員もいらっしゃるかと思いますが、何卒ご了解いただきたいと思います。

事務局案について、上から順に説明させていただきます。

専門部会委員の推薦と意見聴取の公示期間を、先ほどご説明しましたとおり、委員の推薦については今日から7月15日まで、意見聴取について16日までといたしました。

それを踏まえまして、第1回専門部会の組織会・関係労使の意見聴取を、7月21日水曜日に設定しております。

中央最低賃金審議会の今後の開催状況ですけれども、7月の中旬から下旬、今年にはオリンピックがあるもので、例年より少し早くなりそうということですが、その頃に目安の答申が出るということのようですので、青森県におきましては、7月27日に第2回審議会を開催し、ここで目安伝達をする予定としております。

その後、専門部会における金額審議を8月の2日、5日、6日に配置いたしました。また、6日までに決着しないということになりますと、予備といたしまして、8月10日の午前も一応予備として用意を致しまして、同日8月10日火曜日の午後の第3回本審議会におきまして答申をいただきたいという日程でございます。

先ほど、審議令の6条5項は適用しないこととされましたので、専門部会の決議の結果を、この第3回審議会に報告し、ここで議決をいただく日程ということになってございます。

答申日の審議会の会場は以前お知らせしていた案では「未定」とさせていただいておりましたが、感染症拡大防止の観点から、ここよりも広い会場を検討させていただきまして、この資料にありますとおり「アスパム4階の会議室十和田」という会議室で答申を行うこととさせていただきます。

なお、この8月10日に答申をいただいた場合には、異議の申出締切りが8月25日水曜日になり、異議がございまして、その翌日の8月の26日に異議申出に係る審議会を開催して諮問を行い、同日、答申をいただいて官報公示が最短で9月6日、その官報公示から30日を経た10月6日が最短の効力発生日という予定になってございます。

今後の審議日程についての事務局案の説明は以上となります。審議会としてのご審議、ご決定をお願いいたします。

石岡会長 只今のご説明につきまして、ご質問あるいはご意見等はございませんか。
よろしいでしょうか。

(委員の間から、「特になし」の声)

石岡会長 例年ですと、8月の7日、ねぶたの七日日には決めるということが多かったように記憶しているのですが、今年が丁度7日が土曜日で、9日もオリンピックの関係で休日ということなので6日の次が10日というふうの間が空いてしまうのですけ

れども、それはやむを得ないところかなと思いますので、このスケジュールで開催するということでもよろしいでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長　　そういうことで事務局のほうで確認をお願いします。

賃金室長　　ありがとうございます。そうしますと、ただいま審議会で確認をいただきました日程案、再度ご確認させていただきます。7月21日水曜日10時半から第1回の専門部会を開催致します。翌週の27日火曜日15時から第2回本審議会、これは目安伝達の審議会になります。その後の実質的な金額審議を行う専門部会につきましては、8月の2日、5日、6日、ここで第2回、第3回、第4回、更に、第5回の予備と致しまして8月10日の午前を設定いたしました。第3回本審議会につきましては、開催場所がアスパムの会場になっておりまして、8月10日の13時半から開催し、答申をいただくという日程でございます。

更に、異議の申し出があった場合につきましては、8月26日に異議の審議をしていただく、第4回の審議を8月26日の午前10時半からこちらの当会場で開催をさせていただくということでございます。

非常に日程が密になる部分もございますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

石岡会長　　それでは、次に議題の6、「青森地方最低賃金審議会運営規程の改正について」です。事務局から説明をお願いします。

賃金室長　　運営規程の改正についてのご提案の説明をさせていただきます。資料につきましては、資料7、今の日程表の次の21ページをご覧ください。今回ご提案をさせていただくのは、次の22ページの第7条の改正ということでございます。

現行の規定ですけれども、議事録について、現行の規定では、「会議の議事については議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。」これが現行の規定となっております。今回の提案は、この署名の省略をさせていただきたいというものでございます。同じページの規程第10条により、規程の改正は、審議会の議決が必要なことから、今回、議題として提案をさせていただいたものでございます。

これは、3月の審議会の時にお話をさせていただきましたけれども、署名の廃止、押印の廃止の流れを汲んでいるものでございまして、本省のほうで作っている手引きのほうに規定のひな型が付いているのですが、それも変更になったということから、今回、提案をさせていただきたいということでございます。

なお、署名を廃止することにより、委員に議事録の内容を確認していただくというプロセスに関する懸念が生じる可能性もございますので、今後は、議事録を作成

次第、委員の皆様にもメールで送付をさせていただくこととしたいというふうに思います。ただ、議事録の作成は、ICレコーダーで録音したものを聞きながら文字起こしをするという手順になりますので、開催からある程度の時間が掛かってしまうことについてはご了承いただきたいというふうに思います。

また、この審議会におきまして、冒頭、会長から署名者を2名指名いただきましたけれども、今回の改正について承認いただけましたら、今回の署名についてもいただかないということとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

石岡会長 ということでございまして、議事録の署名を廃止するという規定の改正ですが、改正について何かご意見はございませんか。

（委員の間から、「異議なし」の声）

石岡会長 それでは、事務局案のとおり、運営規程を改正することと致したいと思います。

賃金室長 ありがとうございます。
それでは、改定された規定について配布させていただきます。

石岡会長 それでは、続きまして議題の7、「その他」ですけれども、事務局から何かございますか。

賃金室長 最低賃金につきまして、最低賃金審議会、あるいは当労働局宛になされた要請等につきまして、3件報告をさせていただきます。

資料につきましては、資料No.8から10でございます。

初めに、資料No.8、23ページ以下になりますけれども、まず23ページが本年3月11日にございました日本労働組合総連合会青森県連合会からの要請でございまして、記のIに最低賃金に関することということで最低賃金に関する要請がございましたのでこの審議会でご報告をさせていただいたということでございます。内容につきまして後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料No.9、これは26ページ以下になりますけれども、5月20日にございました全労連東北地方協議会・全労連北海道地方協議会・青森県労働組合総連合からの要請でございます。要請を受けたときに、受けた内容につきましては、審議会に報告をさせていただくという回答をさせていただきましたので、本日、ご報告をさせていただいているところでございます。

更に、40ページの資料No.10でございますが、審議会宛に送付されました6月14日付の青森県弁護士会、会長の声明になります。

以上、3件でございます。内容の説明は省略させていただきますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

以上でございます。

石岡会長　今の点につきまして、何か質問やご意見はございませんか。
よろしいでしょうか。

（委員の間から、「特になし」の声）

石岡会長　それから、その他に何かご意見等、今のうちにお話しておきたいことなどございませんか。

秋田谷委員　そこまで特段なことではないのですが、先ほど来、説明で資料9とか資料10というような仰り方をしておりましたけれども、こちらの資料に、その資料No.が付いていないのですが。

賃金室長　ページも併せてお伝えしていたのはそれもあってなのですが、申し訳ございません。次からは資料No.も付けさせていただきます。

石岡会長　それでは、他には何かございませんか。

（委員の間から、「特になし」の声）

石岡会長　そういたしますと、本日の審議会はこれをもって終了ということにしたいと思います。お疲れ様でした。

室長補佐　それでは、以上をもちまして、第1回青森地方最低賃金審議会を閉会致します。皆様、ありがとうございました。